

## 野々市市空家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関する必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全な状態 次のいずれかの状態にあるものをいう。
  - ア 老朽化又は台風、積雪等の自然災害によって、空家等が破損するおそれがある危険な状態
  - イ 不特定の者の侵入により、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
  - ウ 草木の繁茂、害虫の発生、廃棄物の不法投棄等により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態
- (4) 所有者等 空家等の所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の管理すべき者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住する者、市内に滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び市内に所在する法人その他団体をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自らが管理すべき空家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。

2 所有者等は、市又は市民等が実施する空家等の適正管理に関する取組に協力しなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、空家等の適正管理の促進のために必要な施策を実施するものとする。

### (情報提供)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空家等があるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

### (助言又は指導)

第6条 市長は、空家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空家等

の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導することができる。

(応急措置)

第7条 市長は、空家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に被害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認める場合は、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、あらかじめ、当該空家等の所有者等の同意を得るものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は市長において所有者等の同意を得る時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、市内を管轄する警察署、消防署その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。